

委 託 契 約 書

収 入
印 紙

平成 年 月 日

発注者 住所 長野市大字南長野字幅下 667 番地 6
氏名 長野県道路公社
理事長 坂下 伸弘 印

受注者 住所
氏名
印

発注者、及び受注者は、次の条項により、除雪業務に関する委託契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者、受注者の両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(委託業務)

第2条 委託する業務は次のとおりとする。

- (1) 業 務 名
- (2) 業務箇所名
(履行期間)

第3条 この契約における履行期間は、平成 年 月 日から平成31年3月31日までとする。
なお、4月以降については、前項の履行期間満了日前に発注者が受注者に履行期間の再契約を申し入れ、受注者がこれを承諾したときは、機械管理費を除きこの契約と同一条件で契約するものとする。

(委託料)

第4条 委託料は、機械稼働費、機械管理費、待機補償費(除雪機械、除雪機械運転要員、情報員)、袋詰凍結防止剤積込費、雪道巡回費、凍結防止剤散布機積込トラック借上費及び監督員が必要と認める費用とする。

2 前項の業務の単価は別表のとおりとする。

(1) 機械稼働費

機械稼働費は、除雪機械の作業時間に1時間当りの単価を乗じた額とする。ただし、運転手等の賃金、維持運営(機械損料の固定費(機械管理費)を除く)等に要する一切の経費を含むものとする。

(2) 機械管理費

機械管理費は、1シーズンの除雪機械管理費として契約年度の3月分の支払日に支払うものとする。

(3) 待機補償費

①除雪機械

発注者が受注者に大雪注意報・警報発令時以外に待機命令を発した時に支払うものとする。
ただし、待機補償時間は夜間(20:00~8:00)とし、発令後20:00~8:00の間に3時間以上の

稼働があった場合待機補償は支払わないものとする。

②除雪機械運転要員

夜間(20:00~8:00)に大雪注意報・警報発令時に待機した時に支払うものとする。ただし、支払いは待機不稼働の場合のみとする。

③情報員

17時発表の天気予報において、当日夜間から翌朝にかけての「降雪」予報が発令された場合に支払うものとする。

(4) 袋詰凍結防止剤積込費

袋詰凍結防止剤積込費は、袋詰凍結防止剤を積込んで使用した時に支払うものとする。

(5) 雪道巡回費

発注者の指示に基づき、受注者が雪道巡回を実施した場合に支払うものとする。

(6) 凍結防止剤散布機積込トラック借上費

発注者が受注者に凍結防止剤散布機積込トラックを貸与しない場合は、受注者の責任において用意しなければならない。この場合、発注者は受注者に借上費を支払うものとする。

(7) 任意保険料

発注者が受注者に貸し付けた除融雪機械の任意保険は、「除雪業務特記仕様書」第15条に記載の内容について発注者が加入するものとする。なお、発注者は受注者が条件以上の保険に加入することを妨げるものではないが、その保険料は支払わないものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、 円とし、その納付は免除する。

2 受注者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(作業の実施)

第6条 受注者は、「除雪業務特記仕様書」「除雪業務実施要領」に基づき委託業務を誠実に遂行するものとする。

(作業の確認)

第7条 発注者は、必要の都度、交通確保状況等について現地の確認を行うものとする。

2 受注者は発注者から請求があったときは作業状況等について発注者に報告しなければならない。

(監督員)

第8条 発注者は、この除雪作業及び凍結防止剤散布作業について監督指示する職員(以下「監督員」という。)を指定して受注者に通知するものとする。

2 監督員は、契約書等に基づき、必要な監督または指示を行うものとする。

(一般的損害)

第9条 除雪作業及び凍結防止剤散布作業の実施により生じた損害は、第10条を除き受注者の負担とする。ただし、その損害のうち受注者の責と認めがたい場合は、発注者と受注者とが協議して負担額を定めるものとする。

(第三者への損害)

第10条 受注者が除雪作業及び凍結防止剤散布作業により第三者に及ぼした損害は、受注者の負担とする。ただし、不可抗力により第三者に損害を及ぼした場合で、発注者が必要と認める時は、発注者と受注者とが協議して負担額を定めるものとする。

(検査)

第11条 受注者は、毎月10日までに前月分(ただし、3月は31日までに当月分)の業務に関する書類を添えて発注者に完了届を提出するものとする。

2 発注者は前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に内容を検査しなければならない。この場合において、完了検査結果通知は省略するものとする。

(委託料の支払)

第12条 受注者は、前条の第2項による検査の合格後、発注者に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。請負代金は別表の工種ごとの単価に数量を乗じた額（その額に1円未満の端数がある場合は、工種ごとにその端数を切り捨てた額）の合計額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項規定により、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 機械管理費は、契約年度の3月分の支払日に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第13条 受注者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第14条 特別な要因により業務期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、委託料が不適当となったときは、発注者又は受注者は、委託料の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別の事情により、業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、委託料の変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

5 発注者は、第1項又は第2項の他、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

6 前項の場合、必要があると認めるときは、発注者と受注者とが協議の上、委託料、履行期間、その他の契約内容を変更するものとする。

(契約解除)

第15条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、その責に帰すべき事由により、速やかな業務の遂行が行われないうち又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第15条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第 16 条 発注者はその責に帰すべき事由により、第 12 条第 2 項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.7%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、第 15 条及び前条の規定により契約が解除されたときは、第 5 条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

4 受注者は、第 2 項の場合において、発注者の受けた損害が違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 17 条 受注者は、第 15 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 18 条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者、受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

別表

(1) 機械稼働費

(貸付機械)

(単位：円)

機械名	機械番号	規格	単 価 (単価のうち取引に係る消費税及び地方消費税)				備 考
			昼間	夜間	休日昼	休日夜	
			×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	
			×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	
			×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	
			×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	

※機械番号は車のナンバーまたは監督員が指定する番号とする

(持込機械)

(単位：円)

機械名	機械番号	規格	単 価 (単価のうち取引に係る消費税及び地方消費税)				備 考
			昼間	夜間	休日昼	休日夜	
			×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	
			×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	
			×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	
			×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	×108/100 (8/100)	

※機械番号は車のナンバーまたは監督員が指定する番号とする

- ① 昼間単価は 8:00～20:00 間の作業、夜間単価は 20:00～8:00 間の作業に適用する。
- ② 土曜日曜祝日と 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間は休日単価とする。

(2)機械管理費

(単位：円)

貸付 or 持込	機械名	機械番号 (車のナンバー)	規 格	単 価 (単価のうち取引に係る消費税 及び地方消費税)
				×108/100 (× 8/100)
				×108/100 (× 8/100)
				×108/100 (× 8/100)
				×108/100 (× 8/100)

(3)待機補償費、袋詰凍結防止剤積込費、凍結防止剤散布機積込トラック借上費、雪道巡回費

(単位：円)

区 分		単 位	単 価 (単価のうち取引に係る消費税 及び地方消費税)
待 機 補 償 費	除 雪 機 械	1 台 1 回当たり	×108/100 (× 8/100)
	除雪機械運転要員	1 人 1 回当たり	×108/100 (× 8/100)
	情 報 員	1 社(者) 1 回当たり	×108/100 (× 8/100)
袋詰凍結防止剤積込費		1 t 当たり	×108/100 (× 8/100)
凍結防止剤散布機積込 トラック借上費		1 台 1 月当たり	×108/100 (× 8/100)
雪 道 巡 回 費		1 社(者) 1 回当たり 8:00~20:00	×108/100 (× 8/100)
		1 社(者) 1 回当たり 20:00~ 8:00	×108/100 (× 8/100)